青森県教育委員会第774回定例会会議録

期 日 平成25年7月3日(水)

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 学校職員の人事について・・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 青森県立高等学校入学者選抜に係る新制度(案)

そ の 他 青森県立特別支援学校教育推進プラン後期実施計画(案)に対する地区

説明会等の状況について

そ の 他 青森県立学校校舎等利活用検討状況について

その他 平成37年に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に関する要望書

について

平成25年7月3日(水)

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時20分
- ・出席者の氏名

鈴木秀和、清野暢邦、豊川好司、町田直子、橋本都(教育長)

・説明のために出席した者の職

佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長

- 会議録署名委員
- 清野委員、豊川委員
- ・書記

大舘利章、村上健

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(佐藤教育次長)

この案件は、県議会第274回定例会に提出された一般会計補正予算案1件、改正条例案5件の計6件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので報告する。

まず、「職員の給与の特例に関する条例案」についてである。

地方公務員給与については、政府から国家公務員給与と同様の減額措置を実施するよう要請があり、併せて給与減額の実施を前提とした改正地方交付税法、予算案が既に成立したところである。

一方、本県財政は、これまでの行財政改革の取組みにもかかわらず、なお財源不足が見込まれ、加えて、今回の地方交付税等の削減に伴い、大幅な財源不足を生じざるを得ない極めて厳しい状況にあることから、給与を減額支給するものである。

具体的には、本年7月1日から平成26年3月31日までの間、職員の給料月額を4.71から9.71パーセントまで、管理職手当を10パーセント、期末手当及び勤勉手当を7.18パーセント減額等するものである。

次に、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。 知事等特別職の給料月額については、現在、知事は20パーセント、副知事等は10パーセント減額をしているが、更に5パーセント減額することとしている。

知事等特別職の期末手当は、一般職の職員の例により支給するものであるが、算定基礎となる給料月額の引下げが期末手当に反映されることから、職員についての減額規定を適用しないものである。

また、非常勤の監査委員、教育委員等の報酬額も9. 71パーセント減額するものである。

次に、「青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

教育長の給料月額については、現在、10パーセント減額をしているが、更に5パーセント減額することとしている。

教育長の期末手当は、一般職員の例により支給するものであるが、算定基礎となる給料 月額の引下げが期末手当に反映されることから、職員についての減額規定を適用しないも のである。

次に、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

教育職給料表の1、2級適用者に支給される教職調整額についても給料月額と同様に減

額するものである。

なお、以上4件の条例案は、平成25年7月1日から施行するものである。

次に、「平成25年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」についてである。

今回の補正予算の歳出予算額は、36億3、322万8千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1、310億9、137万7千円となっている。

なお、計上した歳出予算については、給与減額支給措置によるものである。

最後に、「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

船員法の改正に伴い、船員が著しく職務を怠ったこと等により雇用契約が解除された場合に、船舶所有者は雇入港等に送還する必要があり、送還後に当該船員に送還費用を請求することができるとされている。

この条例案は、それらの場合において船員法の規定により支払うこととなる送還の費用 を旅費として支給し、及び当該支給した旅費の償還を請求することとするものである。

なお、改正後の条例は公布日から施行するものである。

(鈴木委員長)

ご意見ご質問はあるか。

なければ報告第1号については了解した。

議案第1号 学校職員の人事について (非公開の会議に付き記録別途)

その他 青森県立高等学校入学者選抜に係る新制度(案)

(成田学校教育課長)

県立高等学校入学者選抜研究協議会から提出された報告書をもとに、新制度案をまとめたので、今後のスケジュールと併せてご説明する。

「1 新制度案の概要」について、1点目として、現行の前期・後期2回に分けて実施 していた選抜を1回とし、全募集人員を一括で募集することとしている。

これは、現行制度の課題として、中学校の学習指導要領で定められた授業時数を確保するため、学校行事等を削減するなどの影響が出ていることや、前期・後期2回の選抜により不合格を経験する生徒が多くなり、心理的負担を与えていることなどへの対応として変更するものである。

2点目として、1回の選抜において欠員が生じた場合は、補充するために再募集を実施することとしている。

これは、後期選抜がなくなったこと等に配慮したものである。

3点目として、新制度においても、引き続き一般選抜と併せて、特色化選抜をすべての

高校で実施することとしている。本県の入学者選抜では、これまで高校及び学科の特色に 応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよ う実施してきており、これを継続するものである。

- 「2 募集人員」について、特色化選抜については、現行制度と同じく、全募集人員の 10%~50%の範囲で各学校が定めて実施することとしている。
- 「3 選抜方法」について、一般選抜では、5 教科の学力検査、調査書、面接を基本と し、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を実施することとしている。

特色化選抜については、一般選抜と同じ選抜資料をもとに、各高校及び学科等の特色に 応じて選抜資料の配点等を別に定めて選抜することとしている。

「4 調査書の特別活動等の点数化」については、特別活動等を点数化する場合は、予め公表することとしている。

なお、検定等資格取得やボランティア活動については、これまで同様、点数化はしないが、取組状況について記述するのが望ましいとしている。

- 「5 選抜日程」について、実施日は、現行より3日程遅く、3月8日を目処に関係者間で調整の上、決定することとしている。学力検査の時間は、現行と同様で、資料のとおりである。
- 「6 合格者の発表」については、現行と同じく、一般選抜、特色化選抜の区別なく公表するとしている。
- 「7 欠員補充のための再募集の実施」について、募集人員は、志願者数に欠員がある 場合に実施することとしている。

ただし、第二志望が認められている学科等については、第二志望の合格状況により、空き定員が変動しますので、合格発表後に再募集の実施を公表することとしている。

また、学力検査については、受検生の負担を考慮し、5教科まとめて50分程度の基礎的問題としている。

「8 その他」について、選抜結果については、学力検査の得点について口頭により開 示することとする。

なお、これら新制度に向けた準備が順調に進んだとすると、早ければ現中学校2年生が 受検する平成27年度入学者選抜から実施したいと考えている。

ただ今説明した新制度案については、広く県民からご意見を伺うため、意見募集を実施することとしている。

意見の募集期間は、本日の公表後、新制度案の周知を行った上で十分な募集期間を確保するため、平成25年7月16日から8月24日までの40日間としている。

また、このほかに7月下旬には県内6地区に出向き、地区説明会を開催することとしている。

これら新制度(案)に対する意見募集、説明会等を経て、10月には成案を公表したい と考えている。

(清野委員)

「一本化された選抜において欠員が生じた場合は、補充するために再募集を実施する」 とあるが、つまり、最初の募集で倍率が1倍に満たなかった学校だけが再募集の対象とな るということか。

(成田学校教育課長)

そのとおりである。

(清野委員)

調査書の特別活動等の点数化についてであるが、(2) その他として記述された点数化しない事項はどのように用いられることになるのか。

(成田学校教育課長)

入学者選抜では、能力・適性・意欲・努力の成果など、様々な観点から評価を行っている。調査書の記載についても、点数化されない部分については総合的に判断する際の資料として用いることになる。

(清野委員)

つまり、資格等を持っていると有利に作用するということか。

(成田学校教育課長)

必ずしもそうとは言えない。学校側としては、中学校でのがんばり、努力の成果を見る ということである。

(清野委員)

再募集の際の試験問題は教育庁側で作成するのか。また、試験時間を5教科、50分とする根拠は何か。

(成田学校教育課長)

新たに実施することであるので、具体的なところはもう少し時間をかけて検討したいと考えている。

また、試験時間を5教科、50分とする理由であるが、中学校の授業時間は通常45分から50分であること、それから受検生の負担等を考慮し、1教科につき10分程度で解答できるような基礎的な問題を5教科分ひとつにまとめて50分で実施したいと考えているということである。

(清野委員)

1 教科 1 0 分ということであるが、それで選抜するにあたって受検生の十分な学力データが得られるのか。また、基礎的な問題で試験結果に差異が生まれるのか。

(成田学校教育課長)

選抜資料には調査書、面接など様々な資料があり、総合的な判断を行う上では何ら問題はない。

(町田委員)

これからパブリックコメントなどで案が公表されていくと思うが、当事者となる子ども たちは話を聞いて、不安に思うのではないかと思う。 10月の成案決定後はどのようにし て周知を図っていくのか。

(成田学校教育課長)

まずは、中学校の先生方や保護者を対象とした地区説明会で案の説明をする。また、成 案決定後は、同じく説明会を行うこととしている。加えて、リーフレットを作成したり、 様々な手段を用いて、不安のないように周知を図っていきたいと考えている。

(豊川委員)

募集人員のところで、「全募集人員の $10\sim50$ %の範囲で、高校及び学科・コース・部の特色及び地域の特性に応じて各高校が定め」とあるが、高校によって大きく特徴が出てくるものなのか。

(成田学校教育課長)

今も、学校によって大きな特徴が出ていると思う。例えば、専門高校では中学校での努力の成果を見るために特色化選抜の割合を高くしているし、普通高校においても、その学校の特徴に応じて特色化の割合を変えて実施している。

(豊川委員)

普通高校の場合はあまり差が出てこない気もするがどうか。

(成田学校教育課長)

私は学校によって大きな特徴が出てくると考えている。

(鈴木委員長)

子どもたちにとっては、受験体制はもう始まっている。混乱を生じないように子どもたちにも理解できるような周知徹底をしていただきたい。

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、青森県立高等学校入学者選抜に係る新制度案については了解した。

その他 青森県立特別支援学校教育推進プラン後期実施計画(案)に対する地区説明会 等の状況について

(成田学校教育課長)

後期実施計画案の公表に係る地区説明会を、5月30日から6月4日にかけて、県内4会場において実施したので、その状況を報告する。

説明会への参加者数は、むつ会場が23人、弘前会場が27人、青森会場が27人、八

戸会場が37人と、4会場での総計は114人であった。

また、説明会において行った質疑応答では、主に、特別支援学校のセンター的機能の充実や、学校規模の大きい特別支援学校の学習環境の充実の項目について、質問や意見があり、その他には、就学先の決定に関することなど、特別支援教育全般に対する質問等も多かったところである。

4会場総計で25件の質問及び意見をいただいたが、計画案の内容に対しては、概ねご理解いただけたと思う。

続いて、パブリック・コメントの状況について報告する。

後期実施計画案に対する県民等の多様な意見を伺い、計画に反映させていくため、5月13日から6月21日まで、前期実施計画策定時と同じ40日間の意見募集を行ったところである。

意見の提出者数については、4人と3団体となっている。

提出意見の主な内容としては、 特別支援学校のセンター的機能の充実について1団体から、学校規模の大きい特別支援学校の学習環境の充実について1人と2団体から、高等部の職業教育の充実について1人と3団体から、その他、特別支援教育全般などについて3人と1団体からご意見をいただいたところである。

計画案の実施内容に対して反対する意見は特になく、内容への質問や、よりよい実施を 図るためのご意見、早期の実現を期待する声などであった。

いただいたご意見等の詳細については、計画の成案策定の際に、県教育委員会の考え方とともに公表する予定である。

今後は、成案の策定に向けて、これらのご意見等を踏まえ、修正等の検討を行った上で、 後日、議案としてお諮りする予定である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、青森県立特別支援学校教育推進プラン後期実施計画案に対する地区説明会等の状況については了解した。

その他 青森県立学校校舎等利活用検討状況について

(三上学校施設課長)

旧青森戸山高等学校及び旧八戸南高等学校の校舎等の利活用については、去る4月3日 開催の青森県教育委員会第771回定例会における報告のとおり、教育庁内に設置した庁 内検討組織において、検討を重ねているところである。

本日は、これまで3回の検討会議で整理した検討内容等について報告する。

閉校校舎、利活用候補校及び施設の課題については、表のとおりである。

青森県立学校校舎等利活用庁内検討委員会の検討状況についてであるが、庁内検討委員会では、検討の観点として、「各利活用候補校が抱える課題の緊急性」、「閉校後の校舎等の利活用による効果」、「閉校後の校舎等を利活用することに対する利活用候補校の意向」、「各利活用候補校が抱える課題に対する対応策の経済性」という4つの項目を設定し、こ

れに沿って各候補校を比較し、利活用校案を選定することとしている。

旧青森戸山高等学校校舎等の利活用検討の内容についてであるが、課題の緊急性の観点では、教室不足の解消を進め、児童生徒一人一人が十分に力を発揮できる適切な学習環境の充実を図ることは重要であるが、それ以上に、児童生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を進めることは重要であり、最優先で進めていく必要があると整理している。

次に、利活用による効果の観点では、工事期間中であっても、騒音等の影響を受けず、 現在の教育環境を維持したままで、学校施設の課題解消に要する期間を短縮できるなど、 いずれの候補校が利活用する場合であっても相応の効果が見込まれるものと整理している。

次に利活用候補校の意向の観点では、青森商業高校、青森第二養護学校がともに利活用は可としている。

ただし、青森商業高等学校では、現在保有している弓道場及び生徒会館等の施設が、旧 青森戸山高等学校にはないことから、弓道場の利用、県有以外の施設の利用及び商業科、 情報処理科の実習施設の確保が課題であるとしている。

また、青森第二養護学校では、給食の継続実施が課題であるとしている。

次に、対応策の経済性の観点では、各候補校の課題への対応策に要する概算工事費の比較を行っている。

この中で、利活用に要する経費と利活用校とならなかった候補校の課題対応に要する経費とを合せて、ケース別に比較した結果、青森商業高等学校を利活用校とする場合の方が経済的であると整理している。

続いて、旧八戸南高等学校校舎等の利活用検討の内容についてであるが、課題の緊急性の観点では、老朽化対策は、今後の生徒急減期に伴う次期高等学校教育改革の動向や、県全体の学校施設の老朽化の状況を勘案しながら、慎重に計画立てしていく必要があり、一方、教室不足の課題を抱える特別支援学校の中でも八戸第二養護学校の教室不足の状況は突出していることから、優先的に対応していく必要があると整理している。

次に、利活用による効果の観点では、工事期間中であっても、騒音等の影響を受けず、 現在の教育環境を維持できるなど、いずれの候補校が利活用する場合であっても相応の効 果が見込まれると整理している。

ただし、八戸工業高等学校では、利活用により現在地よりも手狭になるほか、市内中心部から遠方になるため、インターンシップ等の教育活動に支障が生じるなどの影響があると見込まれる。

また、八戸水産高等学校では、学習拠点が3か所となるため、各拠点間の移動に相当の時間を要するなどの影響が見込まれる。

次に、利活用候補校の意向の観点では、八戸工業高等学校及び八戸水産高等学校が、利活用による効果のところで述べたように、利活用により教育環境にマイナス面が生じる可能性があるので、利活用は否としている。

一方、八戸第二養護学校では、利活用は可としているが、生徒の通学方法変更への対応、 給食の継続実施、小中学部から高等部への継ぎ目のない教育への対応が課題であるとして いる。

次に、対応策の経済性の観点では、各候補校の課題への対応策に要する概算工事費の比

較を行っており、八戸第二養護学校を利活用校とする場合が最も経済的であると整理している。

以上が、現時点での検討状況である。

今後は、各利活用候補校が抱える学校施設の課題の対応案について、各候補校や庁内関係課と協議を進めることとしている。

また、旧青森戸山高等学校及び旧八戸南高等学校の周辺地域関係者を対象に利活用検討状況の報告を行い、ご意見等を伺いたいと考えている。

その上で、7月末に4回目の庁内検討会議を行い、9月定例会において利活用校の決定報告を行えるよう努めて参りたいと考えている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、青森県立学校校舎等利活用検討状況の件については了解した。

その他 平成37年に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に関する要望書について (花田スポーツ健康課長)

平成37年に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に関する要望書について報告する。

去る6月24日、公益財団法人青森県体育協会から第80回国民体育大会本大会の招致 に関する要望書が提出された。

その内容は、我が国最大の国民スポーツの祭典である国民体育大会を本県で開催することは、本県のスポーツ界を大いに活性化させ、県民のスポーツに対する関心を高めるものであり、大変有意義である。また、郷土愛や連帯感を育み、活力ある地域づくりや人づくりにつながるものと考えられることから、平成37年の第80回国民体育大会本大会を本県に招致して欲しいというものである。

なお、この要望書には、県内40市町村の体育協会と58の競技団体からの国民体育大会招致への同意書が添付されている。

また、知事及び県議会議長に対しても同様に提出されている。

国民体育大会は、スポーツ基本法において、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催すると定められており、本県では、昭和52年に第32回あすなろ国体を開催している。

開催地については、国民体育大会開催基準要項において、全国を東地区、中地区及び西地区の3つに区分し、輪番で開催することになっている。本県は、北海道、東北及び関東ブロックで構成される東地区に所属し、現時点で2巡目の開催が決まっていないのは、本県、群馬県及び山梨県の3県となっている。

国民体育大会の開催決定までの流れについては、開催基準要項では、大会開催の申請について、大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育協会会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、原則として大会開催年の5年前の6月に、日本体育協会会長及び文部科学大臣あてに開催申請書を提出することになっている。

また、この申請を受け、日本体育協会による調査審議、日本体育協会と文部科学省との協議を経て、大会開催年の5年前の9月に大会開催地内定、3年前の9月に正式決定することになっている。

なお、近年における他県の状況を見ると、おおよそ大会の10年前には開催の意志決定を行い、日本体育協会及び文部科学省に対して、県体育協会、県及び県教育委員会の三者連名で開催要望書を提出している。

スポーツ健康課としては、国民体育大会は、我が国最大の国民スポーツの祭典であり、 開催するためには、競技施設の確保や運営体制の整備、人材育成など様々な環境整備が必 要となると考えている。このため、まずは、国体開催に係る他県の情報収集をするととも に、本県で開催するとした場合の運営のあり方や、開催に向けた課題等について、検討作 業を行って参りたいと考えている。

(橋本教育長)

教育委員会あての要望書については私がお受けしてきたが、その際、知事からはスポーツ振興等を所管している教育委員会の方で情報収集等を行うようにというお話があった。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、平成37年に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に関する要望書については了解した。